



# おおいたの水道

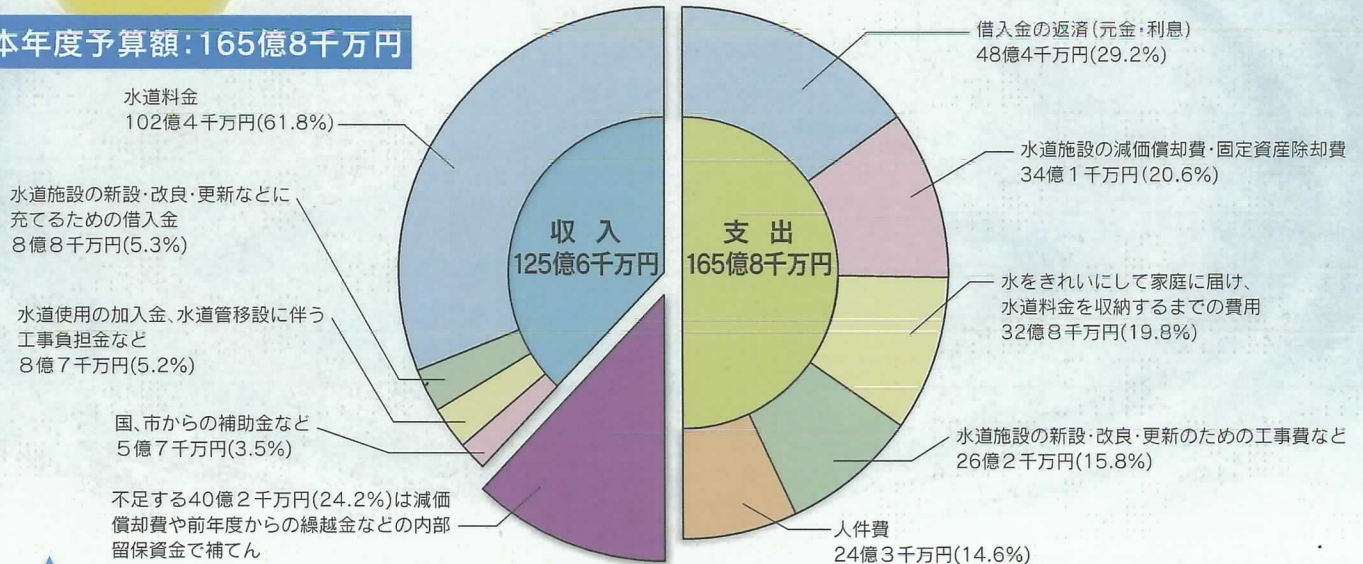
2011  
夏号

7月15日発行 大分市水道局

## 平成23年度 水道事業会計予算

水道事業会計は、みなさんから納めていただく水道料金を主な収入とし、水をきれいにする作業や施設の維持管理、更新、改良などの費用を主な支出としています。

本年度予算額：165億8千万円



## 水の週間に合わせて水道局ではイベントを行います

水資源の有限性や水の貴重さについて人々の関心を高めるために、国では毎年8月1日を「水の日」とし、この日から1週間を「水の週間」としています。水道局では、川の水が浄水になるまでの過程や水質の維持管理の重要性、水の貴重さについての理解を深めてもらうために次のイベントを行います。

### 古国府浄水場の一般公開

- 日 時 8月4日(木) 午前9時30分～午後3時
- 内 容 古国府浄水場施設見学 水の体験コーナー  
地震体験車「じしんくん」コーナー  
※かき氷を無料配布します。(数に限りあり)



## 災害に備えて水を備蓄してください

水道局では、災害等で給水ができなくなった場合、市民の皆さまに1日でも早く水道水を届けられるように復旧に全力で努めますが、復旧に時間がかかることが予想されます。そのような場合に備えて日頃から家庭にて水を確保しておいてください。人間が生活するには1日3リットルの水が必要だといわれています。各家庭にて最低3日分の水は確保しておきましょう。

保存方法

1. 密閉できる保存容器を中までよく洗浄してください。
2. 容器の口いっぱいまで水道水を入れ、しっかりとフタを閉めてください。
3. 直接日の当たらない、涼しい場所で保管してください。保存期間は3日間を目安としてください。
4. 保存期間を過ぎた水は生活用水にお使いください。また、容器をよく洗浄した後、新しい水にくみ替えてください。浄水器を通した水を保管する場合は、塩素による消毒効果がないので毎日水をくみ替えてください。



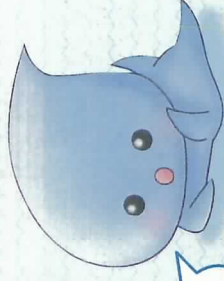
7,8月は水の使用量が増えますので、節水にご協力ください。

## 水源と水質検査結果について(浄水課 水質管理室543-8911)

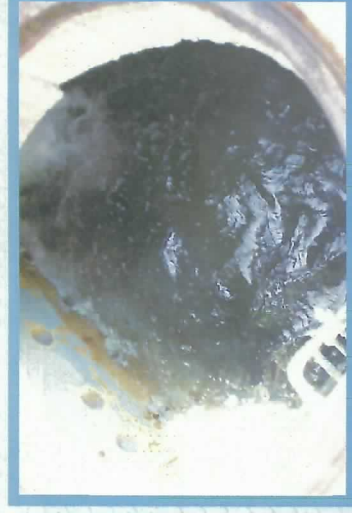
### ●大分市の水源と水道施設

大分市の水道水は、色々な水源の水を各浄水場で処理し配水池を経由し専用管で各家庭まで送っています。  
今回は、その様子を図にしてみました。皆さまがお使いの水道水がどこから来るのかわかりましたか……

○私たちの水源を守るため、一人ひとりが川を汚さないように皆さまのご協力をお願いします。

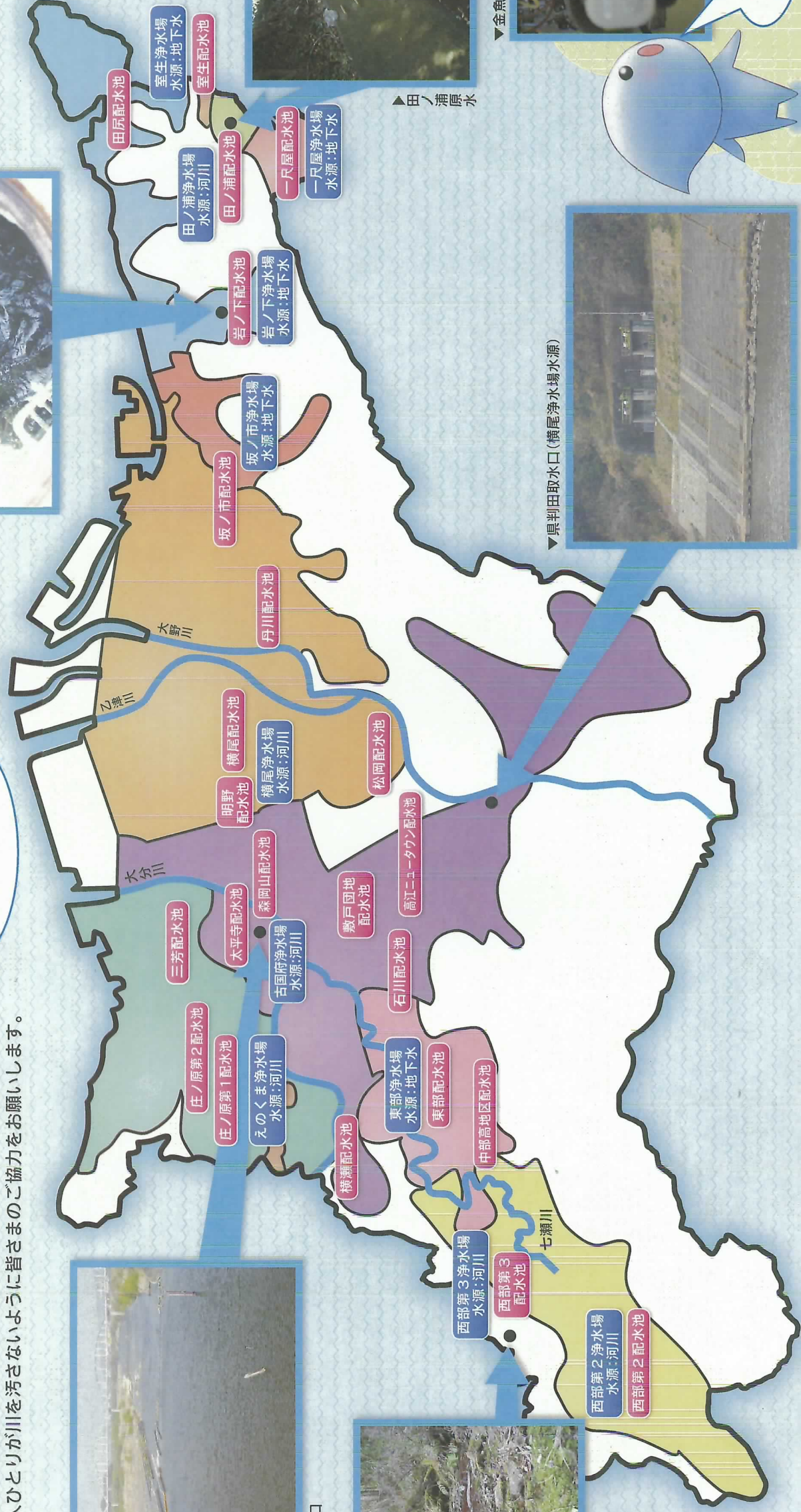
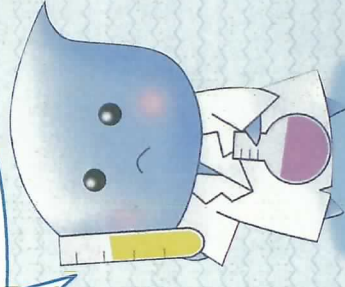


みんなの水道水は  
どこの水?



▲岩ノ下原水

ボクのネーミング募集中!!  
応募は水質管理室まで  
(543-8911)



▲古国府取水口



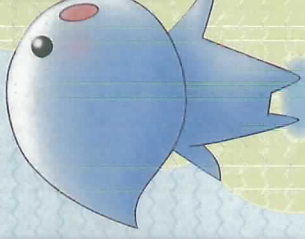
▲西部簡易水道第3水源池



▲田ノ浦原水



▼金魚を用いた水道原水の監視



小さな協力者も  
いるんだね



▼県判田取水口(横屋浄水場水源)

## ●平成22年度水質基準項目と検査結果(市内給水栓20箇所の平均値)

番号	項目	単位	基準	平均値	説明
1	一般細菌	個/mL	100以下	0	微生物
2	大腸菌	-	検出されないこと	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	金属 無機物質 一般有機 化学物質
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満	
9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.91	
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.09	
12	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.04	
13	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
14	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	
16	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	

番号	項目	単位	基準	平均値	説明	
17	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	一般有機 化学物質	
18	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.003未満		
19	ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満		
20	塩素酸	mg/L	0.6以下	0.06未満	消毒剤 消毒副生成物	
21	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満		
22	クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.007		
23	ジクロロ酢酸	mg/L	0.04以下	0.004未満		
24	ジクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.01未満		
25	臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満		
26	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.01		
27	トリクロロ酢酸	mg/L	0.2以下	0.02未満		
28	プロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.004		
29	プロモホルム	mg/L	0.09以下	0.009未満		
30	ホルムアルデヒド	mg/L	0.09以下	0.008未満		
31	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満		色
32	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.01		
33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満		

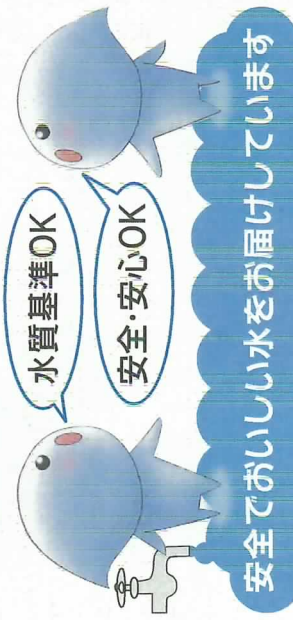
番号	項目	単位	基準	平均値	説明
34	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	味覚・色
35	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	14	
36	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満	味覚
37	塩化物イオン	mg/L	200以下	12	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	58	発泡
39	蒸発残留物	mg/L	500以下	147	
40	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	におい
41	ジオオキシム	μg/L	0.01以下	0.001未満	
42	2-メチルイソボルネオール	μg/L	0.01以下	0.001未満	発泡
43	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.002未満	
44	フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	におい
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.6	
46	pH値	-	5.8~8.6	7.4	味覚
47	味	-	異常でないこと	異常なし	
48	臭気	-	異常でないこと	異常なし	基礎的性状
49	色度	度	5以下	0.5未満	
50	濁度	度	2以下	0.1未満	

### 水質基準項目

市内20箇所で定期的に表に示す水質基準項目(50項目)を検査しています。

### 毎日検査

市内37箇所で1日1回、外観(色・濁り)、臭味、消毒の残留効果(遊離残留塩素)を検査しています。



安全でおいしい水をお届けしています

水質基準50項目以外にも、水質管理目標設定項目や水質管理上必要な項目などを合わせ200項目以上について、水源や各施設で検査しています。いづれも安全・安心が守られています。

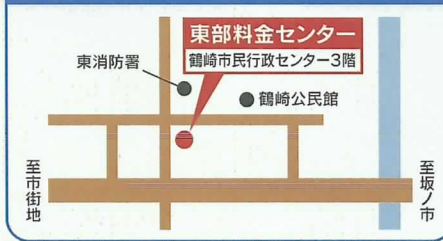
## 水道料金について(営業課)

- 水道料金は、金融機関、コンビニエンスストア、各料金センター窓口、市役所及び各支所でお支払いできます。
  - 口座振替をご希望のお客さまは、金融機関窓口へ直接お申し込みください。
  - 集合住宅においては、集合住宅料金算定の特例があります。(申請が必要です。)
- 詳しくは各料金センターまでご連絡ください。
- 各料金センターの営業時間は月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分です。

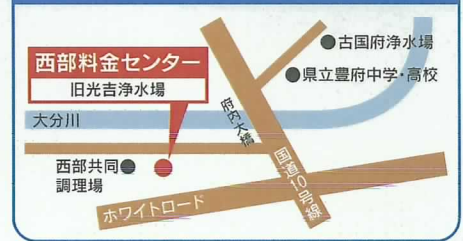
### 中央料金センター (大分・明野地区の方) TEL:538-2416



### 東部料金センター (鶴崎・大在・坂ノ市・佐賀関地区の方) TEL:527-7171 鶴崎市民行政センター内



### 西部料金センター (穂田・大南・野津原地区の方) TEL:567-2355



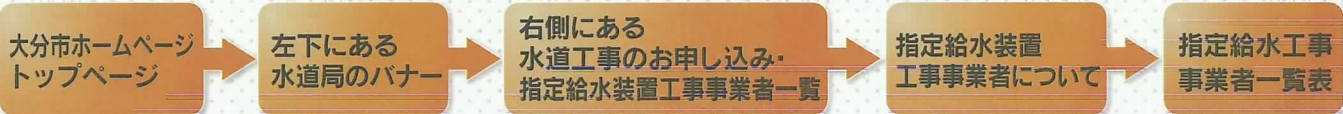
## 直結給水範囲の拡大について(営業課 給水審査係:538-2417)

直結給水範囲の拡大が行われています。直結給水方式を採用することにより、次のメリットがあります。

- ①受水槽の衛生問題の解消 ②省エネルギーの推進 ③受水槽の設置スペースを有効活用

※ただし、工事費用はお客さまの負担となりますのでご注意ください。また、いろいろな条件があるので、詳細については指定給水装置工事事業者にご相談ください。(指定給水装置工事事業者は大分市のホームページに掲載しています。)

### 大分市ホームページでの指定給水装置工事事業者の掲載場所



## 漏水について(維持課:538-2402)

水もれを  
発見したら



メーター



公道

配水管

指定給水装置工事業者に、  
直接修繕を依頼してください。  
修繕費用はお客さま負担となります。

水道局維持課に連絡してください。  
自然漏水の場合、修繕費用は水道局が負担します。  
ただし、自然漏水でない場合は、お客さま負担となります。

これらを総称して「給水装置」といいます。すべてお客さまの所有物です。(ただし水道メーターは除きます。)

漏水の件でわからない事があれば、維持課までお問い合わせください。

この他にも水道に関するお問い合わせがあれば、下記の電話番号にご連絡ください。

(代)TEL:538-1211(平日の午前8時30分～午後5時15分)  
TEL:538-1812(土・日・祝日・夜間の緊急連絡先)

編集・発行/水道局総務課 大分市城崎町1-5-20(大分市ホームページ<http://www.city.oita.oita.jp/>)  
(この広報誌の内容は大分市のホームページでもご覧になれます。)